

WELFARE INFORMATION GIFU

福祉だより ぎふ

令和4年度 岐阜県保育士研究発表会を開催

岐阜県保育研究協議会・岐阜県保育士会では、令和5年1月28日(土)に「令和4年度 岐阜県保育士研究発表会」を開催いたしました。

本発表会の開催にあたっては、感染症拡大防止のため、昨年度と同様にZoomによるリモート開催としたところ、皆様のご協力により、県内から520名の保育士等の方々にご参加を頂き、厚く御礼申し上げます。



挨拶
岐阜県保育研究協議会
会長 福富 泰岳



司会
岐阜県保育研究協議会
岐阜ブロック園長常任協議員
松倉 桂子



発表助言者
岐阜聖徳学園大学
短期大学部 教授 徳広 圭子氏

研究発表

多治見市保育研究会

テーマ **生き生きと主体的に**

活動できる子

～発達をふまえた生活・
遊びの実践を通して～



長年にわたるPDCA等を活用した保育研究について発表されました。

講演



かしこく 元気に 機嫌よく
～保幼小接続と子育て支援～

講師 國學院大學 人間開発学部
子ども支援学科 教授 鈴木 みゆき 氏
乳幼児期の睡眠や生活リズムの現状、
保育園での役割等についてご講演いただきました

CONTENTS

2023

3

No.723



- 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 …………… P 2
- 相談傾向分析（岐阜県運営適正化委員会） …………… P 4
- 子どもの居場所活動紹介コーナー …………… P 5
- 第三者評価事業受審施設の声
- 福祉DVD・備品貸出のご案内 …………… P 6
- 『福祉ガイド～高齢者福祉について考えよう～』のご案内 …… P 7
- お知らせ …………… P 8

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

「令和4年度市民後見人養成研修」の開催報告

背景

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合う地域共生社会の実現を目指した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、「第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）」が、令和4年3月25日に閣議決定されました。

第2期計画では、第1期計画（平成29年度～令和3年度）において構築された地域連携ネットワークを踏まえて、基本的な考え方について、次のとおりとなっています。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづく

そして、被後見人の財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行なわれるため、後見人等の選任や交代が推進されることとなっています。

制度の利用状況と後見の担い手育成

成年後見制度の利用状況については、次のとおりです。

件数は、毎年増加していますが、選任された成年後見人等のうち、親族は減少しています。

逆に親族以外の成年後見人等が増加しており、その中でも、弁護士・司法書士・社会福祉士のいわゆる三士の割合が高くなっています。

こういったニーズの高まりを受け、岐阜県社会福祉協議会は、従前より、社会福祉協議会における法人後見事業を推進して参りましたが、新たな担い手の育成と地域共生社会の実現を目的として、「令和4年度市民後見人養成研修」を実施しました。

成年後見制度の利用状況

年	選任された成年後見人等と本人との関係（全国）						岐阜県内申立件数	
	計	親族	弁護士 司法書士 社会福祉士	その他	社協	市民 後見人	計	うち 市町村長 申立
平成29年度	35,962	9,360	22,361	2,909	1,043	289	413	79
平成30年度	36,335	8,429	23,532	2,821	1,233	320	394	78
令和元年度	35,709	7,779	23,435	2,958	1,241	296	344	71
令和2年度	36,771	7,243	24,358	3,404	1,455	311	421	73
令和3年度	39,571	7,852	25,925	4,059	1,415	320	395	82

最高裁判所「成年後見関係事件の概況」よりデータを引用

- ※1 その他とは、社協以外の法人格をもった団体および弁護士・司法書士・社会福祉士以外の資格保持者をいう
- ※2 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士及び社会保険労務士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう

令和4年度 市民後見人養成研修カリキュラム

	科目	講師	時間
1	成年後見制度概論 (成年後見人の役割)	弁護士	2.5
2	成年後見人等の活動	司法書士	2.5
3	成年後見人としての身上保護 (身上監護)	社会福祉士	2.5
4	認知症高齢者の理解	医療関係者	2.5
5	知的障害者の理解	知的障害者関係者	2.5
6	精神障害者の理解	精神保健福祉士	2.5
7	成年後見人のための法律知識 (家族法)	弁護士	2.5
8	成年後見人のための法律知識 (財産法)	弁護士	2.5
9	福祉制度①高齢者福祉	行政職員	2.5
10	福祉制度②障害者福祉	行政職員	2.5
11	成年後見を取り巻く関係諸制度の 概要	行政職員、税務署、 年金事務所	3.0
12	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所	1.0
13	市民後見人の業務	市民後見人 (県外)	0.5
14	振り返りと実習に向けた心構え	社協職員	0.5
15	<演習①>コミュニケーション技術	社会福祉士	2.5
16	<演習②>コミュニケーション技術	大学教員	2.5
17	成年後見人の業務①	司法書士	2.5
18	成年後見人の業務②	司法書士	2.5
19	<実習>市民成年後見人等の活動	法人後見 社協日自事業	2.5
20	<実習>高齢者施設体験	デイサービス等	2.5
21	<実習>専門職後見人等の活動	司法書士	1.0
22	<実習> グループ討議を通じた 研修の総括	県社協職員	1.5
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所	2.5
延べ10日間			計50.0

検討会議の開催

本会では、実施にあたっては、令和3年度に「市民後見人養成研修検討会議」を開催し、カリキュラム等

「市民後見人」は、特に民法に規定されているわけではなく、また、資格でもありませんが、一般的に、親族でなく、また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの資格を持たない後見人とされ、自治体や社協が実施する養成講座等を受講したうえで、家庭裁判所から選任された後見人をいいます。

を検討しました。

【検討委員】

- 弁護士 司法書士 社会福祉士
- 県行政職員 市行政職員
- 中核機関職員
- (オブザーバー)家庭裁判所職員

計12名

検討の結果、カリキュラムについては「市民後見人養成のための基本カリキュラム」(平成24年3月27日厚生労働省事務連絡)をベースとした合計50時間を10日間の日程で実施することとなり、また、講師は、弁護士会等の専門職団体および行政機

今後の展望

関等の協力を得て、講義はオンライン、演習は会場研修、実習は、それぞれの現地で実施することにより、効率化と相乗効果を図ることになりました。

今回の研修では、受講者は、市町村社会福祉協議会から選定された、日常生活自立支援事業の生活支援員などの権利擁護支援に携わっている方々で、13名の方が修了しました。修了者が、後見人として活躍するために、家庭裁判所からの選任が

必要で、このことは、市民後見人だけでなく、全ての後見人について同様です。さらに、必要な場合には、後見監督人も併せて選任されることとなっております。

市民後見人養成研修の修了者は、今後、市町村社会福祉協議会などにおいて、法人後見や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援の業務に携わりながら、自己研鑽に努め、市民後見人に選任されることを待つこととなります。

国の第2期計画においては、「適切な後見人等の選任・交代の推進等」が明記されており、その中で、家庭裁判所は「市民後見人の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する」とされています。

本会では、市民後見人等を含めた地域における権利擁護支援ネットワーク構築により、地域共生社会の実現を目指して参ります。

■お問い合わせ先

岐阜県社協
成年後見・福祉サービス
利用支援センター
TEL 058 - 274 - 7143

相談傾向分析

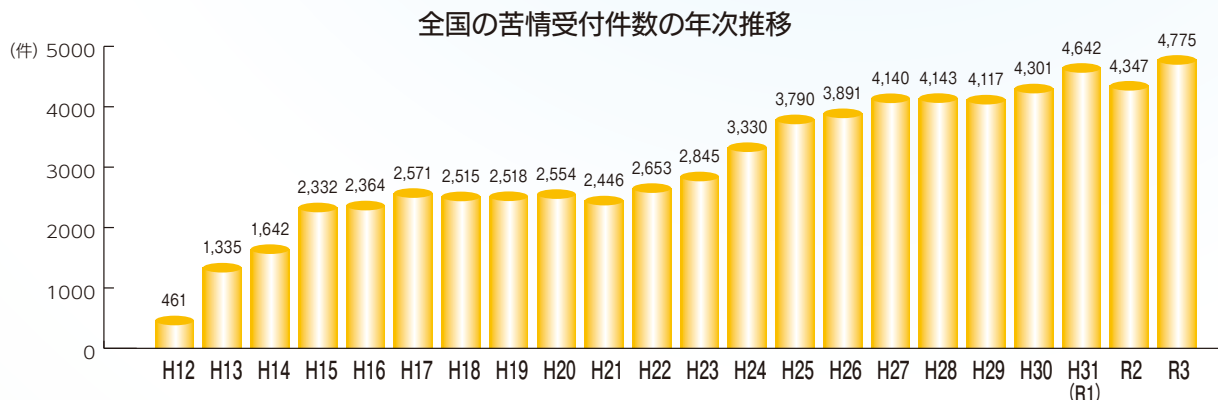
岐阜県運営適正化委員会

1 苦情受付の現状について

全国の都道府県に運営適正化委員会を設置する法令が施行されてから22年が経過しました。全国社会福祉協議会の資料から、全国的な苦情受付の現状を見ていきたいと思います。

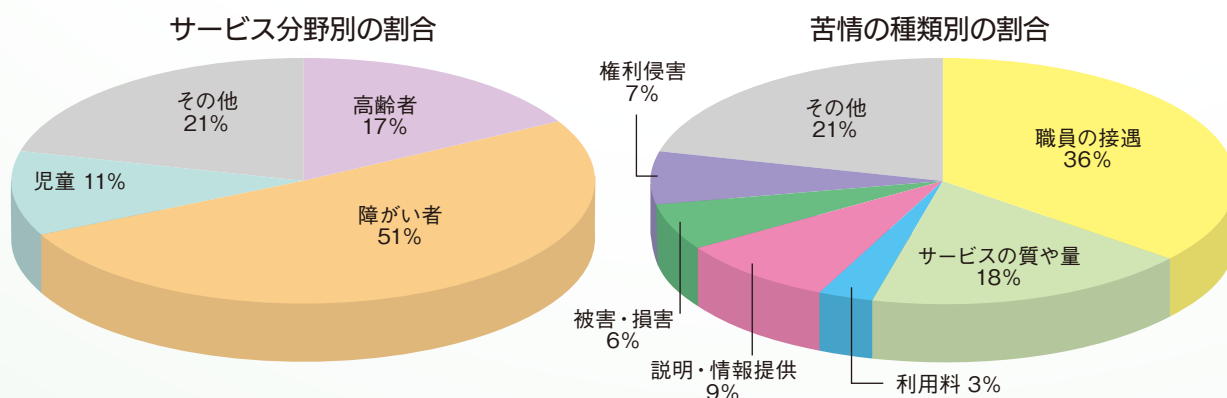
(1) 全国の苦情受付件数（年度別）

これまでに全国の都道府県の運営適正化委員会が受付けた件数の集計は、次の表のとおりです。年々増加傾向にあることが分かります。



(2) 苦情受付の内容

令和3年度における苦情受付の内容は、次のとおりです。



サービス分野別では、「障害者」からの苦情が全体の半数(51%)を占めています。次に「高齢者」「児童」の順となっており、「その他」の割合が高いのは、生活福祉資金(コロナ特例)に関する苦情が寄せられたことが一因となっています。

また、苦情の種類別では、「職員の接遇」に対する苦情が36%と最も多く、「サービスの質や量」が18%となっており、これらで過半数を超える状況が継続しています。それ以外では「説明・情報提供」9%、「権利侵害」7%、「被害・損害」6%と続いています。

本県においても、「サービス分野別」、「苦情の種類別」とも、ほぼ同様の傾向にあります。

なお、資料の詳細は、「全国社会福祉協議会ホームページ」「調査・研究報告」をご覧ください。

2 第三者委員の有効活用について

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みとして、事業所に意見や要望を言えずにいる利用者やその家族からの声を吸い上げ、事業所につなぐために、社会福祉事業所には、第三者委員の設置が求められています。未設置の事業所にあっては、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うために、ぜひ第三者委員の設置をお願いします。

また、設置はしているけれど、第三者委員を有効に活用されていない事業所も多いと思われます。第三者委員に積極的に利用者からの意見・要望を聞いていただき、事業所のサービスの向上に取り組み、より良い事業所づくりにつなげてください。

子どもの居場所

活動紹介コーナー

子どもの居場所応援センターです。
今回は大垣市の2団体をご紹介します。

NPO法人 つなぐわ



NPO法人「つなぐわ」は、昨年4月に、大垣市内の任意団体「あしたの支援室」「みんなの未来をつくる会」「和っとひろば」が中心となって設立した法人です。各団体の特徴を活かした活動を続けながら、子どもの居場所ネットワークとして連携をとり行政や関連団体との連携・協働を深めていくことを目的として活動し始めました。

初年度として、各団体の活動から見えてきた地域の子どもの課題について交流会を重ね、市役所（教育委員会、子育て支援課、市民活動推進課）との懇談を2回行いました。6月には、これまでの活動から見えてきた大垣市の子どもの現状から、9月には、夏休みの子どもの居場所の実態からの話し合いとなりました。また、支援物資をシェアし、少しでも多くの子子ども達に届くように連携しています。



あしたの支援室

2015年2月から8年間、一人親家庭や生活困難家庭のお子さん、障がいのあるお子さん、学校になじめないお子さん、ひきこもりの若者等、何らかの困難を抱えている地域のお子さんや若者に、継続的に学習支援室と居場所を開いてきました。



コロナ禍になり一斉休校中も、支援者の工夫により継続してきました。

今年度も、通常の学習や遊びなどのほか、いくつかの体験をすることができました。

夏休みには、大垣キワニスクラブさんの招待で「コトリネ」のアイランド・ケルト音楽を聞かせていただいたり、地区センターで料理教室を行ったりしました。また、10月の「ラグビーの選手と遊ぼう」では、太平洋工業さんにお世話になり、楽しいひと時を過ごしました。



次回の
子どもの居場所紹介も
ぜひ楽しみに！！

岐阜県子どもの居場所応援センター TEL 058-278-7050

気づきを次へ 継続評価

～令和3年度 第三者評価事業受審施設の声～



おさしま二葉こども園 (恵那市)

園長 里見 みゆきさん

高い評価を頂きありがとうございました。子どもたちの健やかな育ちのために安心・安全な保育を心掛けるとともに、保護者に寄り添い信頼される関係の構築に努めてまいります。

子育てをする環境の大きな変化の中で、子どもたちが心と身体を動かして遊ぶ経験が積めるようこれからも職員一同研鑽を重ねていきたいと思っております。



保育所ちやお (恵那市)

園長 西尾 千代子さん (写真左)

今後の保育においても、指針に伴い、安全な保育を引き続き実施してまいります。また、職員においても、より良い保育ができるよう、学びを止めることなく、今後ともまい進してまいります。



福祉DVD・備品貸出のご案内

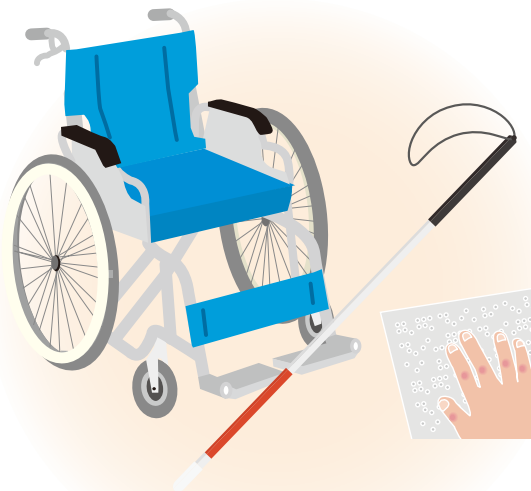
岐阜県社会福祉協議会では、岐阜県内の福祉施設、学校等へ、学習会、職員研修、スキルアップ等に役立てていただくため、福祉に関するDVD（令和5年3月現在255作品）を無償で貸出しています。
（郵送の場合は、送料のみご負担いただきます）貸出期間は原則2週間までです。

今年度追加したDVD

貸出No.	作品名／内容	時間(分)
667	災害から一人の命も取り残さないために 要配慮者の備えと避難行動 毎年のように地震や水害などの災害が発生する中、避難したくても動けない人や、情報の入手すら困難な人がいます。要配慮者と呼ばれるこれらの方々を守るために、どう備え、どう行動すれば良いのか。当事者の方々への取材を交えながら、自助・共助の両面から具体的な方策を探っていきます。	27
668	認知症と向き合う 認知症によくみられる症状、認知症の人の思いと家族の気持ちの変化、症状の理解、介護者の交流の大切さなどを描いたドラマ教材です。認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めることを目的としています。	30
669	あなたの笑顔がくれたもの ～周りから見えにくい障害・生きづらさ～ 外見で決めつけたり、「障害者」や「ヤングケアラー」などカテゴリーで人を判断したりせず、一人一人が考えや感じ方も違う人間であるということを理解して向き合うことの大切さを学ぶことができます。	37
670	サラーマット ～あなたの言葉で～ 異なる文化の人たちを、共に未来をつくる新しい存在として尊重し、互いに高め合っていく。そんな多文化共生社会の実現をめざす人権啓発ドラマです。	36
671	知りたいあなたのこと 外見からはわからない障害・病気を抱える人 外見からはわからない障害や病気を抱える人の話を通じて、私たちにできる配慮を共に考えてゆく内容です。	21

備品貸出は、団体（福祉施設、学校）が対象です。福祉DVDと同様に、体験学習等にご利用ください。
貸出期間は原則1週間までです。

- ◆ 車いす 16台
- ◆ 高齢者疑似体験セット
 - Mサイズ 12セット
 - Sサイズ 4セット
- ◆ 歩行補助体験 アルミ軽量ステッキ … 14本
- ◆ 点字版 40セット
- ◆ 白杖 43本
- ◆ 視覚障がい体験ボード 2セット
- ◆ 視覚障がい体験プレートセット 1セット



貸出を希望される方（団体）は、まずお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先 岐阜県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動支援センター TEL 058-274-2940

『福祉ガイド～高齢者福祉について考えよう～』 2022年度改訂版のご案内



岐阜県福祉人材総合支援センターでは、福祉のお仕事に関心を持ってもらうことを目的に『福祉ガイド』を作成しております。入門的な内容から、県内中学校を中心に広くご利用いただいておりますので、福祉教育や福祉理解促進の場面でご活用ください。



今年度は、施設内で旅行気分が味わえる食事の提供や高機能車いすの導入といった福祉施設の取り組みと福祉科のある高校を経て現場デビューした若手介護職員の方へのインタビュー記事を新たに掲載しました。

冊子のダウンロードはこちらから



⇐ 人材センターポータルサイトからダウンロードして読むことができます。
<https://www.fukushijinzei.jp/school/#guidebook>

お問い合わせ先 岐阜県福祉人材総合支援センター TEL:058-276-2510

令和4年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

新型コロナウイルスを含む特定感染症に新たな補償が追加されました！

NEW 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償



●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

岐阜県民生委員児童委員 協議会役員を選出

岐阜県民生委員児童委員協議会は去る1月19日に臨時理事会を開催し、役員を選出しました。

- 会長 澤井 基光 (関市)
- 副会長 木村 利一 (岐阜市)
- 副会長 廣瀬 實 (大垣市)
- 副会長 富田 節子 (中津川市)
- 副会長 田口美津子 (下呂市)



▲役員に選出された(写真左より) 田口副会長、廣瀬副会長、澤井会長、富田副会長、木村副会長

ありがとうございました!

公益社団法人生命保険 ファイナンシャルアドバイザー協会 岐阜県協会様より寄附

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会岐阜県協会様より、10万円の寄附をいただき、1月31日に本会より感謝状を贈呈いたしました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業に有効に使わせていただきます。



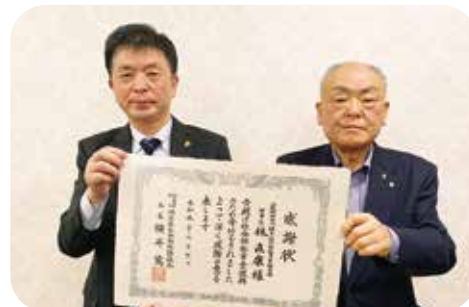
▲公益社団法人 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会 岐阜県協会 青木明美氏(写真右)と県社協 小林常務理事 (県福祉・農業会館)

一般財団法人 岐阜社会福祉事業協力会様より寄附

一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会様から、10万円の寄附をいただき、2月7日に感謝状の贈呈式を行いました。

当日は、本会の小林常務理事から林直康理事長様へ感謝状を贈呈しました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。



▲一般財団法人 岐阜社会福祉事業協力会 林直康理事長(写真右)と、県社協 小林常務理事

大垣共立銀行様より寄附

大垣共立銀行様より、冷凍野菜チケット40枚(ミニトマトやナスなど5種類200kg)の寄附をいただき、2月17日に本会より感謝状を贈呈いたしました。

冷凍野菜チケットは、県内の子ども食堂等の支援のため、本会事業に有効に活用させていただきます。



▲大垣共立銀行 土屋諭常務取締役(写真左)と 県社協 小林常務理事 (県福祉・農業会館)

*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1

TEL(058)201-1545 FAX(058)275-4858 ホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行